

ドック通信



Vol.28 2022年11月発行 (発行人) **# HANET 株式会社財産ドック**

財産ドックでは、お客様の資産を守るための業務の1つとして、公正証書遺言作成のお手伝いを しております。財産ドックスタッフが昨年お客様からご相談いただいた公正証書遺言の作成について ご説明させていただきます。





2人の子どもに平等ではなく長女に多く資産をのこしたいケース

個別相談の内容

・相談者:ご主人様・奥様(打ち合わせ主体者は奥様)

・被相続人:ご主人様(相談時点で余命宣告を受けている)

・相続人: 奥様、ご長女様、ご長男様の計3名

・相続財産:賃貸マンションとその土地(マンションの一室がご自宅)、

賃貸経営に関連する預金・債務、その他の預金、有価証券

難病を患い、医師から余命宣告を受けたご主人は、「疎遠気味になっている長男と、近所に住む長女(夫・子供2人有)、2人の子どもに相続させる財産は平等でなく、今後の世話を手伝ってもらう長女に多めに資産を遺すため、もめないように遺言をのこしておきたい」とご相談をいただきました。

また、相続税はかからないか?どういう分け方をしたらよいか?というご不安をお持ちでした。

公正証書遺言草案作成

まず、ご主人名義の財産と、奥様の財産を把握しました。ご主人と奥様、どちらの相続が先に起きても、一次・二次相続ともに相続税がかからないことを確認しました。

当初 ご主人・奥様 ともにどのようにわけたいか具体的なお考えはお持ちではありませんでした。そこで、お 2 人の叶えたい未来をお伺いし、お 2 人の代理人として公証役場へスタッフが出向き、公証人と公正証書遺言の草案を作成するための打ち合わせを行いました。そしてその草案をご主人と奥様に共有させていただき、記載する金額や割合などの検討を重ねていきました。

引き続き裏面をご覧ください⇒



大切なお客様に物心豊かな生活を送っていただけるよう 相続や遺言・不動産についての情報はもちろん、幅広い 情報をお届けしています。



一番のポイント ~予備的遺言~

ご主人が余命宣告を受けていることもあり、ご主人→奥様の順に相続が発生する可能性が高いですが、万が一順番が逆になると、奥様に相続されるはずの財産の行方が宙ぶらりんになってしまいます。そこで、奥様の相続が先に発生した場合の財産の分け方を予備的遺言としてご主人の意思を記しました。

公正証書遺言 作成当日

ご主人が公証役場へ出向くことができないため、財産ドックスタッフが公証役場へ公証人を お迎えに行き、ご自宅に伺いました。ご主人は他者の言葉を理解することは問題ないですが、 発語ができなかったため、当日は公証人の読み上げる遺言に相違がないか返事で意思確認

公正証書遺言

を行いました。

また、ご主人は手の力が弱くなり捺印が難しかったため、ご主人の代理人として公証人が捺印を行いました。公正証書遺言作成には証人2名の立ち会いが必要で、相続人は証人となることができません。そこで、財産ドックスタッフ・ハネットグループ社員の2名が証人として立ち会わせていただきました。

無事作成を終えて

初めにご相談いただいてから作成当日までご病気がかなり進行していたため、遺言者であるご主人と公証人で意思確認ができるか心配していましたが、一生懸命発してくださった言葉を公証人が聞き取ることができ、公証人が話す内容もしっかりご主人に理解していただけたので、手続きが完了して別室にいらっしゃった奥様が部屋に入ってこられたときは「よかった!」とその場にいた5人全員が安堵の笑顔になりました。

今回は遺言者の意思確認ができたため、公証人のサポートで作成することができましたが、認知症になってしまうと意思確認ができないため、公正証書遺言の作成が不可能になります。

ですので、元気なうちから遺言書の作成を含めた相続の準備をしておくことが肝要です。

財産ドックでは、遺言書の作成や資産承継について無料の個別相談を行っております。家族がもめることなく資産を承継できるように準備しておきたいとお考えの方は、お気軽にご相談ください。







